

宝塚市地域強靱化計画

TAKARAZUKA CITY NATIONAL REINFORCEMENT REGIONAL PLAN

～強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくり～

目次

第1章	はじめに	1
第1節	宝塚市地域強靱化計画の策定の目的	1
第2節	宝塚市地域強靱化計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第4節	計画管理	2
第2章	宝塚市の地域強靱化の基本目標	3
第1節	基本目標	3
第2節	事前に備えるべき目標	3
第3節	地域強靱化を進める上での基本的な方針	4
第3章	宝塚市の特性	5
第1節	位置	5
1	位置	5
2	緯度、経度	5
3	隣接市町	5
第2節	面積、広がり及び標高	5
第3節	地形、地質	6
第4節	河川	7
第5節	気象	7
第4章	本市における大規模自然災害被害想定	8
第1節	市役所直下を震源とする内陸直下型地震被害想定	8
1	想定地震による被害想定上の前提条件	8
2	物的被害	9
3	人的被害	9
第2節	風水害等	10
1	浸水害	10
2	土砂災害	12
第5章	起きてはならない最悪の事態	13
	起きてはならない最悪の事態の設定	13
第6章	具体的な取組の推進	15
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	15
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	17

3	必要不可欠な行政機能は確保する。	19
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	20
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	21
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	23

第1章 はじめに

第1節 宝塚市地域強靱化計画の策定の目的

宝塚市では、これまで地域防災計画の「計画本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」を毎年の宝塚市防災会議において改定するとともに、「避難情報の判断・伝達マニュアル」「避難所運営マニュアル」などを適宜見直し、コミュニティ単位の「地区防災計画」作成の支援を行うなど、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んできた。

一方、国では、大規模自然災害に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりをするため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定、また、兵庫県においても平成28年1月「兵庫県強靱化計画」が策定され、国と地方が一丸となって大規模災害に備えた地域づくりを計画的に進めている。

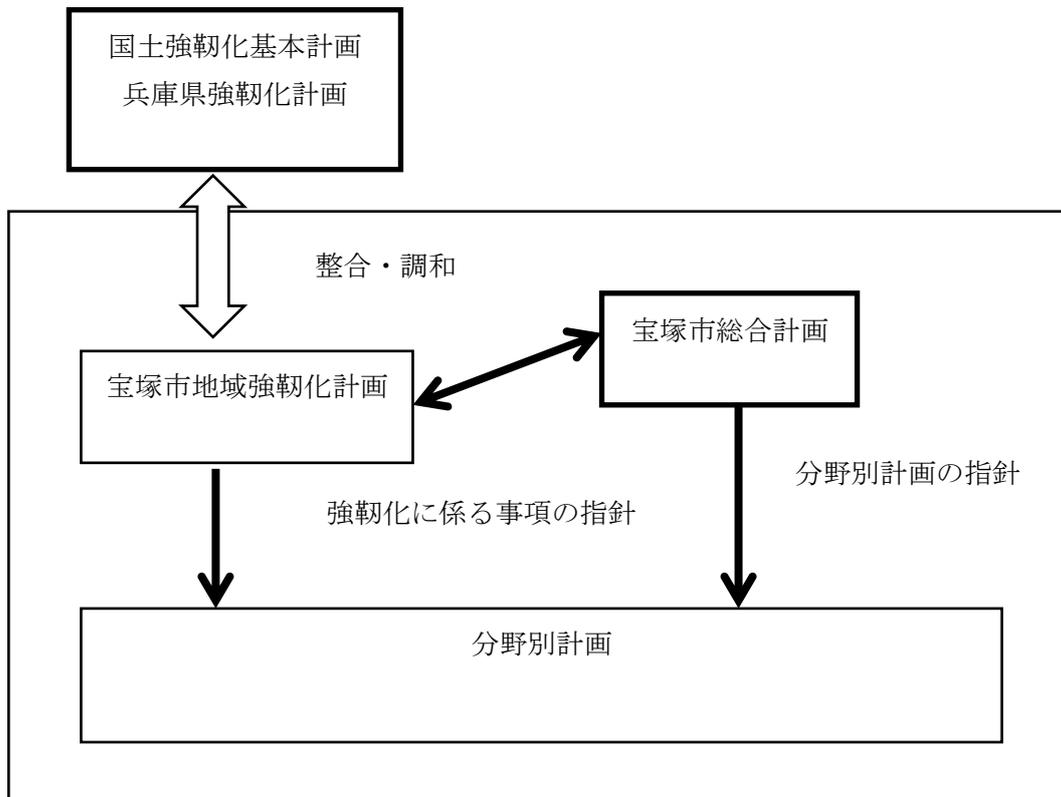
宝塚市においても、基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震に加え、近年頻発している豪雨災害、土砂災害等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるための取組をまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靱化を推進していくための「宝塚市地域強靱化計画」を策定するものである。

第2節 宝塚市地域強靱化計画の位置づけ

本計画は、基本法第14条に基づく国の基本計画及び兵庫県強靱化計画を基本とした「宝塚市地域強靱化計画」である。

また、本市の宝塚市総合計画と整合し、各分野計画のうち強靱化に関する部分の指針となるものである。

【図1】



第3節 計画期間

計画期間は、令和2（2020）年度から5年間とする。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

第4節 計画管理

本計画の進行管理及び見直しについては、宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課が事務局となつて行う。

第2章 宝塚市の地域強靱化の基本目標

宝塚市総合計画における安全・都市基盤では目指す姿として、「～災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり～」と定めている。

また、阪神・淡路大震災や近年頻発している豪雨災害、土砂災害などで得た教訓と経験を生かし、総合的な消防・防災体制を市民の力を結集して強化し、災害に強く、安全で安心なまちを目指すために、以下の4項目を基本目標とする。

第1節 基本目標

- 1 人命の保護を最大限図ること。
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- 4 迅速に復旧復興すること。

大規模自然災害を想定して、基本目標を具体化した以下の6項目を「事前に備えるべき目標」とする。

第2節 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する。
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない。
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら強靱化に取り組むこととする。

1 市民等の主体的な参画

市民、事業所等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市、市民、事業所、地域コミュニティ、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進する。

2 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心掛ける。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、公園や河川敷のような景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効に活用される対策になるよう工夫する。

3 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施設等の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を削減できるよう、効率的に施策を推進する。

4 広域連携の取組

関西広域連合、兵庫県、周辺市町との広域連携強化を進める。

5 地域特性に応じた施策の推進

国際観光都市としての地域特性を踏まえ、観光客、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、性的マイノリティ等の多様な人々に十分配慮して施策を講じる。

また、被災した市民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備える。

第3章 宝塚市の特性

第1節 位置

1 位置

本市は、阪神都市圏の中央背後部に位置し、兵庫県中北部方面への玄関口になっている。県庁所在地である神戸市の中心部へ約15km、関西経済圏の中心である大阪市から約15kmの圏内にある。

2 緯度、経度

宝塚市役所（東洋町1番1号）の緯度、経度は次のとおりである。

東経	135° 21′
北緯	34° 47′

3 隣接市町

本市の隣接市町は、次のとおりである。

東	川西市
西	神戸市、西宮市
南	西宮市、伊丹市
北	三田市、川辺郡猪名川町

第2節 面積、広がり及び標高

本市の面積、広がり及び標高は、次のとおりである。

面積	広がり		標高	
	東西	南北	最高地点 (小林字西山19)	最低地点 (高司4丁目80)
101.89km ²	12.8km	21.1km	591.0m	18.1m

第3節 地形、地質

本市の地形は、北部の北摂山地や西南部の六甲山地、武庫川左岸の伊丹台地、武庫川右岸の六甲山南東麓台地及びその間の武庫川低地に区分できる。

また、地質は、六甲山地が中生代白亜紀後期に貫入した花崗岩類、北摂山地は古生層（丹波層群）や花崗閃緑岩、六甲山地南東台地が新生代第三紀末から更新世にかけての大阪層群や段丘堆積物から構成され、山麓部や伊丹台地、谷底平野沿いには段丘堆積物や崖錐堆積物が分布し、武庫川沿いの低地の大部分は未固結の扇状地堆積物や沖積層から構成される。

地形区分	特徴
北摂山地	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の北部大半を占める標高300～500m程度の小起伏山地 ・主に中生代白亜紀の流紋岩類で構成される ・市域でも多くのゴルフ場が造成されている ・山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害警戒区域に指定されている地域が散在する ・山地の中央付近には十万辻断層がある
六甲山地	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市との境界付近に部分的に分布する標高450～700m程度の中起伏山地 ・主に中生代白亜紀の花崗岩類で構成される ・特に山地境界付近には土砂災害警戒区域が集中的に指定されている ・有馬－高槻断層帯の一部を構成する六甲断層、清荒神断層等の活断層がある
伊丹台地	<ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市北部の境界付近から摂丹山地との境界までの部分に相当する猪名川・武庫川が形成した河成段丘 ・台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高く、土砂災害警戒区域に指定されている地域がある ・摂丹山地との境界付近に有馬－高槻断層帯がある
六甲山南東麓台地	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山地の南東部に位置する標高50～300m程度の台地 ・主に新生代第三紀末から第四紀更新世にかけての大阪層群で構成される ・武庫山、逆瀬台、青葉台、光ガ丘、千種等の大規模宅地造成地がある ・台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高い
武庫川低地	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚付近（標高約35m）から下流部にのびる沖積低地で、武庫川左岸の小浜や右岸の高司付近にわずかに広がるのみである

	<ul style="list-style-type: none"> • かつては武庫川の旧河道が明瞭にみられたが、現在それらの大部分は盛土による平坦化地となっている • 河川氾濫等の洪水リスクが高く、武庫川浸水想定区域に指定されている地域がある
--	---

第4節 河川

本市の河川は、1級河川、2級河川、準用河川及び普通河川からなり、流域には人口資産が集中していることから、県・市が河川改修事業などの災害対策を進めている。

1級河川	最明寺川 (1,400)
2級河川	武庫川 (5,400)、仁川 (1,900)、小仁川 (1,650)、羽束川 (1,500)、天王寺川 (900)、天神川 (1,200)、勅使川 (1,080)、足洗川 (530)、大堀川 (3,687)、逆瀬川 (2,072)、支多々川 (1,580)、荒神川 (988)、亥の谷川 (620)、一後川 (958)、波豆川 (2,500)、佐曾利川 (3,435)
準用河川	長谷川 (100)、大原野川 (2,530)、炭谷川 (420)

(市域内の長さ：m)

第5節 気象

本市の南部地域の気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は、15℃～17℃と比較的温和である。

年間降水量は、平均約1,450mm、年間の晴天日数は平均216日となっている。

また、風速も年間を通してみると弱く、風向は北北西が最も多い。

北部地域は、内陸性気候で温度差が激しいことが特徴である。

第4章 本市における大規模自然災害被害想定

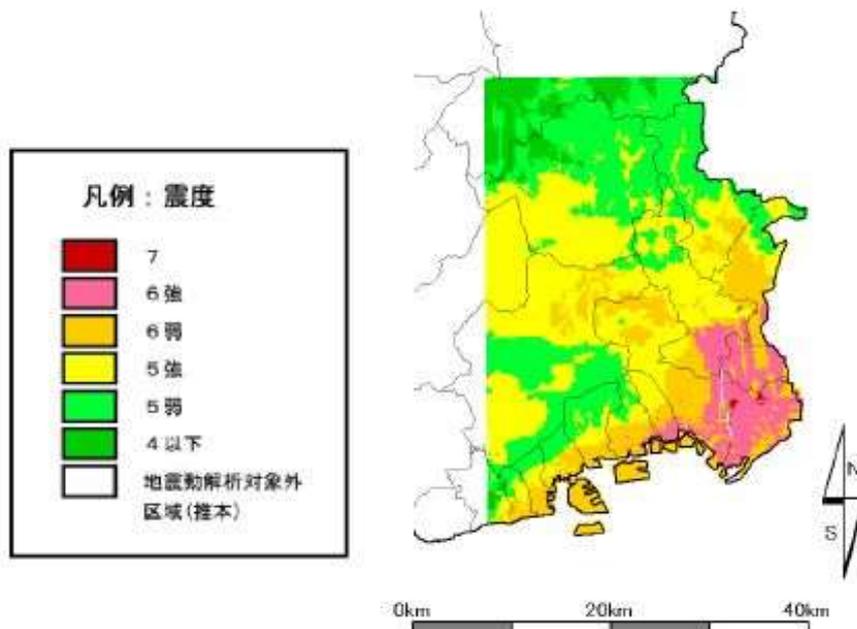
本市で想定される大規模災害は、地震、水害、風害など各種自然災害等が考えられる。本計画の被害想定については、兵庫県が想定し、宝塚市地域防災計画に記載する「市役所直下を震源とする内陸直下型地震」及び「風水害」とする。

第1節 市役所直下を震源とする内陸直下型地震被害想定

1 想定地震による被害想定上の前提条件

想定した断層の諸元	断層の名称	想定される伏在断層
	地震のマグニチュード	6.9
	断層の長さ	17.0 km
	断層上端の深さ	4.0 km
	震源の位置	市役所直下

【図2】震度想定図



2 物的被害

揺れ		液化化	火災
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数
2, 432棟	8, 436棟	136棟	47棟

3 人的被害

建物倒壊（冬早朝5時）			火災(焼死者数)(冬夕方18時)		建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数
死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
152人	1,750人	165人	3人	6人	24,348人

※重傷者は負傷者の内数

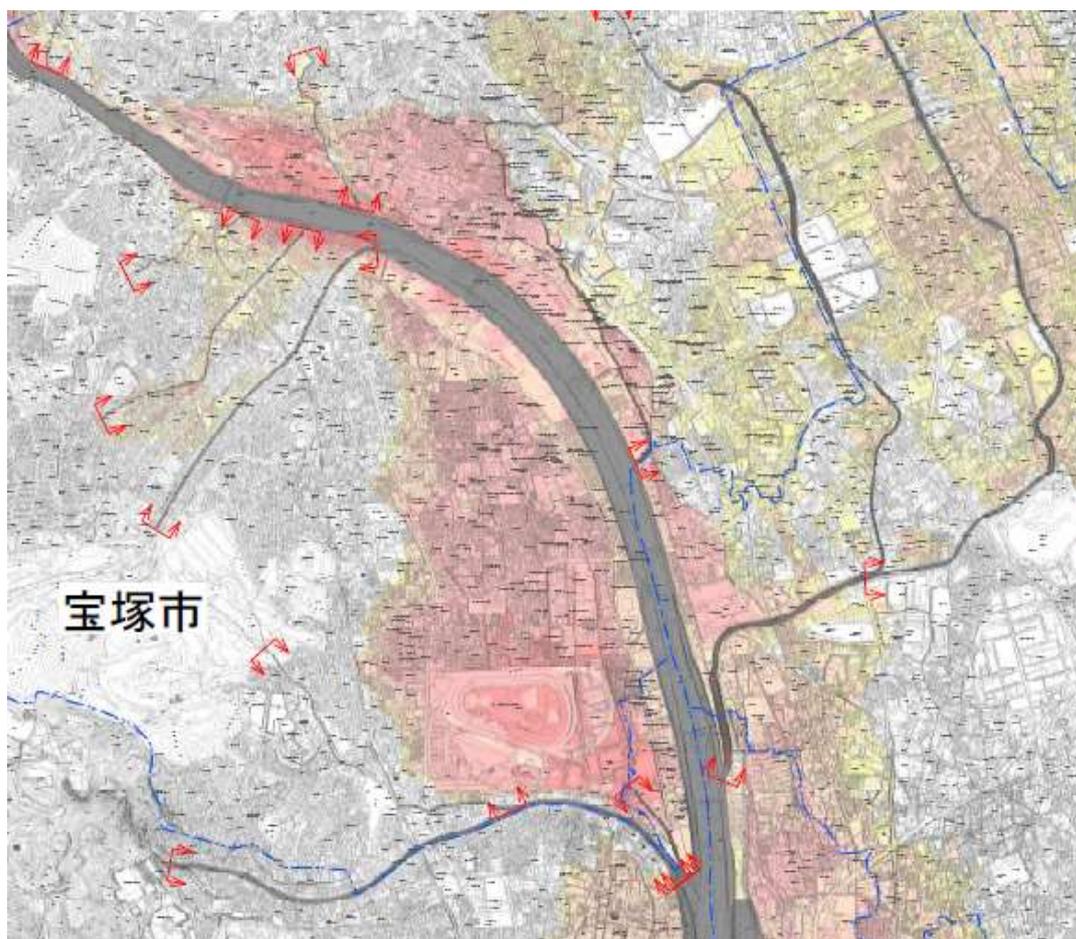
第2節 風水害等

1 浸水害

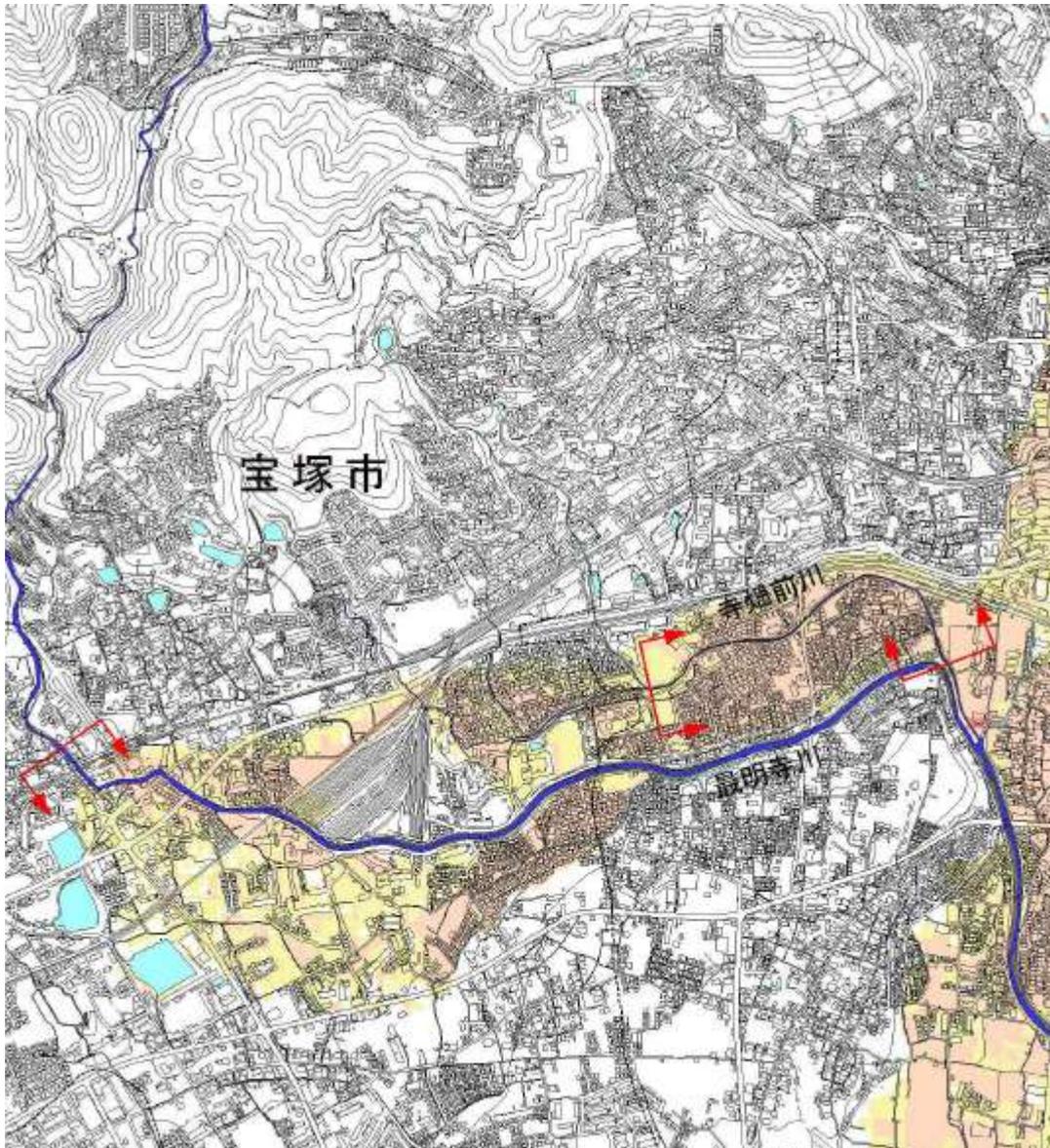
洪水浸水想定区域とは、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深等を示している。

水系名	対象河川	雨量条件
武庫川水系	武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、荒神川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曽利川	24時間総雨量511mm
淀川水系	最明寺川	9時間総雨量380mm

【武庫川水系】



【淀川水系】



【凡例】

-  0.5m未満の区域
-  0.5m以上3m未満の区域
-  3m以上5m未満の区域
-  5m以上10m未満の区域
-  10m以上20m未満の区域

兵庫県「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」より一部抜粋

2 土砂災害

土砂災害の多くは、台風や前線等による豪雨に誘発されるものが多く、近年、都市化の進展に伴う土地利用の変化等によって、土砂災害の発生が目立っている。平成26年8月の豪雨において広島市では大規模な土砂災害の被害が発生している。

本市では、平成9年に土砂災害による人的被害も発生している。また大雨による土砂災害とともに、阪神・淡路大震災では、六甲山系等で地震による土砂災害も発生しているため、今後も警戒が必要である。

- 土砂災害警戒区域・・・土石流等が発生した場合に、人家が存在し、若しくは将来住宅等が新規に立地する可能性があると考えられ、住民等の生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（通称：イエローゾーン）

宝塚市内における土砂災害警戒区域の指定箇所数

市内全域 274箇所

- 土砂災害特別警戒区域・・・土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる区域を言う。（通称：レッドゾーン）

宝塚市内における土砂災害特別警戒区域の指定箇所数

市内全域 134箇所

第5章 起きてはならない最悪の事態

起きてはならない最悪の事態の設定

大規模自然災害及び本市の地域特性に応じた自然災害を踏まえ、23項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

【表】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-6	大規模な自然災害と疫病・感染症等の同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3 必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	役所機能の機能不全
4 経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	4-2	有害物質の大規模拡散・流出
	4-3	食糧等の安定供給の停滞
	4-4	農地・森林等の被害による荒廃
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
	5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-4	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が出来なくなる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域のコミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

第6章 具体的な取組の推進

第5章で示した23項目の本市における「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、「宝塚市地域防災計画」における「災害予防計画」に基づく対応方策を以下の方針とする。

なお、強靱化を推進する主な事業は別紙のとおりとする。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅、市有建築物及び多数利用建築物等の耐震化を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市整備部】【各施設所管課】○ 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進する。【都市整備部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(燃えにくい市街地の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 延焼遮断機能の強化をはじめ「防災ブロック化」の推進、市街地を整備する。【都市整備部】【都市安全部】○ まちの「防災ブロック化」の推進を図る。【都市安全部】【都市整備部】【各施設所管部】○ 市街地の整備を推進していく。【都市安全部】【都市整備部】【都市再生機構】○ 消防水利の維持管理及び整備【消防本部】【上下水道局】 <p>(オープンスペースの確保)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市公園の整備を図る。【都市安全部】○ 空地の集積・連担化の推進を図る。【都市安全部】【関係部】○ 農地・緑地の保全を図る。【都市安全部】【都市整備部】【関係部】【産業文化部】 <p>(大規模火災時における消防体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市における消防体制の整備・充実を図る。【消防本部】【健康福祉部】○ 地域としての地域防災力の向上を図る。【消防本部】○ 近隣市町、県、警察及び自衛隊との連携を強化する。【都市安全部】【消防本部】

<p>(地域・組織の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】 ○ 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】 ○ 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(総合的治水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川改善整備・雨水施設の整備等による流域全体の排水能力の向上を図る。【都市安全部】【上下水道局】 ○ 雨水流出抑制施策（流域調整池の設置、雨水の一時貯留施設・雨水浸透枳の設置、その他雨水利用等、地域としての保水・遊水機能の維持・増大の推進）の推進を図る。【上下水道局】【各施設所管部】 ○ 水防体制の充実・強化を図る。【都市安全部】【消防本部】 ○ 森林整備の促進を図る。【都市安全部】【産業文化部】【関係部】 <p>(土砂災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地利用の適正化の指導を進めていく。【都市安全部】 ○ 斜面崩壊防止対策の推進を図る。【都市安全部】 ○ 山地災害・土石流など防止対策の推進を図る。【都市安全部】 ○ 土砂災害対策の充実を図る。【都市安全部】 ○ 警戒・安全避難意識の醸成していく。【都市安全部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(土砂災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地利用の適正化の指導を進めていく。【都市安全部】【都市整備部】 ○ 斜面崩壊防止対策の推進を図る。【都市安全部】 ○ 山地災害・土石流など防止対策の推進を図る。【都市安全部】 ○ 土砂災害対策の充実を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市安全部】【都市整備部】 ○ 警戒・安全避難意識の醸成をしていく。【都市安全部】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(災害時における救助体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市における救助・救急体制の整備・充実を図る。【消防本部】【健康福祉部】 ○ 消防活動時における通信施設の整備・強化を図る。【消防本部】 ○ 県及び他都市消防応援隊との情報伝達体制を確保する。【消防本部】 ○ 地域としての地域防災力の向上を図る。【消防本部】 ○ 近隣市町、県、警察及び自衛隊との連携を強化する。【都市安全部】【消防本部】 <p>(地域・組織の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】 ○ 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】 ○ 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】 ○ 地域における相互協力体制を確立させていく。【消防本部】【市民交流部】【健康福祉部】 ○ 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(災害時医療救護体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内初動医療救護体制の整備・充実を図る。【市立病院】【健康福祉部】【消防本部】 ○ 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保をする。【消防本部】【市立病院】 ○ 重傷者搬送体制の整備・充実を図る。【消防本部】 ○ 医薬品・医療資器材を確保する。【健康福祉部】【消防本部】【子ども未来部】 ○ 健康対策の推進とこころのケア対策の環境整備を図る。【健康福祉部】 <p>(交通施設、沿道建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を促進する。【都市整備部】 ○ 緊急活動用道路の指定・整備を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】 <p>(道路・橋梁の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】 ○ 道路の整備推進を図る。【都市安全部】 ○ 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(地域・組織の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における相互協力体制を確立させていく。【市民交流部】【健康福祉部】 ○ 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】 <p>(公衆衛生対策等実施体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における作業実施計画を策定する。【環境部】 ○ 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】 ○ 公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制を確立する。【環境部】 <p>(ごみ・がれき処理体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定をする。【環境部】 ○ 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】 ○ 有害ごみ・危険ごみの分別の事前広報の徹底を図る。【環境部】 <p>(し尿処理体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時を想定した収集・処理計画を策定する。【環境部】 ○ 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】 ○ 仮設便所等資機材を確保する。【環境部】【都市安全部】【各施設所管部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>2-4) 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p>〈施策の方針〉</p> <p>(備蓄及び緊急調達体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進を図る。【都市安全部】 ○ 緊急調達体制の整備・強化を図る。【都市安全部】 <p>(応急給水体制の整備・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。【都市安全部】【健康福祉部】【上下水道局】 ○ 相互応援・協力体制を確立する。【都市安全部】【上下水道局】 ○ 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【上下水道局】 <p>(ライフライン施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【上下水道局】【関西電力(株)】【西日本電信電話(株)】【大阪ガス(株)】

- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【L P ガス販売事業者】【西日本電信電話（株）】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】
（道路・橋梁の整備）
- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路（株）】
- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

〈施策の方針〉

（帰宅困難者の支援体制の整備推進）

- 帰宅困難者を支援するための体制の整備を推進していく。【都市安全部】【産業文化部】【観光施設】【民間事業所等】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-6) 大規模な自然災害と疫病・感染症等の同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

〈施策の方針〉

（公衆衛生対策等実施体制の整備・強化）

- 大規模災害時における計画を策定する。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制を確立する。【環境部】

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-1) 役所機能の機能不全

〈施策の方針〉

（市における応急活動体制の整備・強化）

- 迅速な初動体制確立のための環境を整備していく。【企画経営部】【都市安全部】
【消防本部】【市立病院】
 - 防災拠点機能を整備していく。【企画経営部】【総務部】【都市安全部】【上下水道局】
【消防本部】
- （市有建築物の耐震化）
- 市有建築物の耐震化を促進していくために、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市整備部】【各施設所管部】

4 経済活動を機能不全に陥らせない。

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

〈施策の方針〉

(緊急輸送の環境整備)

- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を図る。【都市安全部】【都市整備部】
- 緊急活動用道路の指定・整備を図る。【都市安全部】【西日本高速道路（株）】
- 広域的救援物資集配拠点施設の指定・整備を図る。【都市安全部】【各施設所管部】
- 関係機関との連携強化を図る。【都市安全部】
- 民間団体・市内事業所等との応援体制の整備を図る。【都市安全部】

(航空輸送の環境整備)

- 臨時ヘリポートの指定・整備を図る。【都市安全部】
 - 関係機関との連携強化を図る。【都市安全部】
- (道路・橋梁の整備・強化)
- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路（株）】
 - 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
 - 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-2) 有害物質の大規模拡散・流出

〈施策の方針〉

(危険物・有毒物等対策)

- 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導の推進を図る。【消防本部】
- 自主防災体制の確立等の指導の推進を図る。【消防本部】
- 危険防除のための消防力等の強化を図る。【消防本部】
- 保安教育の強化並びに防災意識の向上を図る。【消防本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-3) 食糧等の安定供給の停滞

〈施策の方針〉

(備蓄及び緊急調達体制の整備・強化)

- 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進を図る。【都市安全部】
 - 緊急調達体制の整備・強化を図る。【都市安全部】
- (道路・橋梁の整備)
- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路（株）】
 - 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
 - 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-4) 農地・森林等の被害による荒廃

〈施策の方針〉

(オープンスペースの確保)

- 農地・緑地の保全を図る。【産業文化部】【都市安全部】【都市整備部】【関係部】
(総合的治水対策の推進)
- 森林整備の促進を図る。【都市安全部】【産業文化部】【関係部】

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNS の障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈施策の方針〉

(情報伝達体制の整備・強化)

- 避難情報伝達体制を確保していく。【都市安全部】【健康福祉部】
- 市における情報ソフト環境の整備を図る。【消防本部】
(ライフライン施設)
- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【関西電力(株)】【西日本電信電話(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【西日本電信電話(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】
(情報の収集・伝達体制の整備強化)
- 市における通信・連絡手段の多ルート化を図る。【都市安全部】
- 市における情報ソフト環境の整備を図る。【都市安全部】【消防本部】
- 関係機関等との連携強化を図る。【都市安全部】【消防本部】【健康福祉部】【市立病院】
- 市民・事業所・民間団体等との協力体制づくりを推進していく。【都市安全部】【市民交流部】
(災害時の広報体制の整備・強化)
- 広報用資機材等の整備を図る。【総務部】【企画経営部】【都市安全部】
- 市における広報ソフト環境の整備を図る。【健康福祉部】【企画経営部】【都市安全部】
- 非常時における広報機能の整備を推進していく。【都市安全部】
- 民間との災害時広報活動協力体制の確立を図る。【企画経営部】【都市安全部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-2) 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【関西電力(株)】【西日本電信電話(株)】
- 二次災害防止のための対策の充実・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】
- 代替サービス提供のための整備・強化を図る。【都市安全部】【西日本電信電話(株)】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各所管部】【各機関】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-3) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

〈施策の方針〉

(応急給水体制の整備・強化)

- 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化を図る。【都市安全部】【健康福祉部】【上下水道局】
- 相互応援・協力体制を確立する。【都市安全部】【上下水道局】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【上下水道局】

(ライフライン施設)

- 災害に強いライフライン施設の整備・強化を図る。【上下水道局】
- (し尿処理体制の整備・強化)
- 大規模災害時を想定した収集・処理計画を策定する。【環境部】
 - 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
 - 仮設便所等資機材を確保する必要がある。【環境部】【都市安全部】【各施設所管部】
- (調査・研究の充実)
- 地下水汚染防止対策に関する調査・研究の推進を図る。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-4) 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

〈施策の方針〉

(道路・橋梁の整備・強化)

- 道路・橋梁の耐震性強化を図る。【都市安全部】【西日本高速道路(株)】
- 道路の整備推進を図る。【都市安全部】
- 橋梁の架替、整備を推進していく。【都市安全部】

(鉄道施設)

- 鉄道施設自体の耐震性の強化を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 職員・利用者の安全確保を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 非常時活動体制の整備・強化を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】
- 鉄道事故災害予防のためのハード環境整備を図る。【都市安全部】【各鉄道会社】

(道路輸送の環境整備)

- 緊急輸送路の沿道建築物の耐震化を図る。【都市整備部】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

〈起きてはならない最悪の事態〉

- 6-1) 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が出来なくなる事態

〈施策の方針〉

(人材の育成・確保)

- 阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、防災・減災復興政策や防災政策に関する研究を推進し、貢献できる人材の育成を図る。【都市安全部】【総務部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

- 6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方針〉

(ごみ・がれき処理体制の整備・強化)

- 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定をする。【環境部】
- 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備を図る。【環境部】
- 有害ごみ・危険ごみの分別の事前広報の徹底を図る。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

- 6-3) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方針〉

(オープンスペースの確保)

- 都市公園の整備を図る。【都市安全部】
- 空地の集積・連担化の推進を図る。【都市安全部】【関係部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

- 6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域のコミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈施策の方針〉

(地域・組織の充実強化)

- 消防団の活性化・機能強化を図る。【消防本部】
- 自主防災組織の結成促進・強化を図る。【消防本部】
- 民間団体・事業所等防災体制の強化を図る。【消防本部】
- 地域における相互協力体制を確立させていく。【消防本部】【市民交流部】【健康福祉部】
- 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取組を促進していく。【都市安全部】

(個人の防災行動力の向上)

- 防災知識の普及を図る。【都市安全部】【企画経営部】【消防本部】【健康福祉部】
【子ども未来部】【産業文化部】【教育委員会】【各所管部】
- 防災リーダーの確保を図る。【消防本部】【都市安全部】
(各地区における地区防災計画の推進)
- 各地区の特性を踏まえた自主的・自律的な「地区防災計画」の作成の促進を図る。
【都市安全部】
(災害時における教育対策の環境整備)
- 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定を図る。【教育委員会】
- 災害時を想定したカリキュラムの策定を図る。【教育委員会】
- P T A等関係者との協力計画の策定を図る。【教育委員会】
- 児童生徒へのこころのケアに関する研究の推進を図る。【教育委員会】

宝塚市地域強靱化計画

編集：総合防災課 (0797-77-2078)

令和2年(2020年)3月 策定
令和3年(2021年)2月 改訂
令和4年(2022年)3月 改訂
令和5年(2023年)3月 改訂
令和6年(2024年)1月 改訂